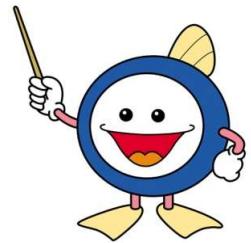


# 下水処理施設の使用上の注意

下水処理施設は皆さんの大切な財産です。

誤った使い方をすると、正常に処理することができません。

ひとりひとりの正しい使い方が施設を維持管理するうえで大変重要となりますので、これらの注意事項を守って、皆さんで施設を大切にしましょう。



下水道マスコットキャラクター  
「スイサイ」

## トイレ

水洗トイレでは、トイレットペーパー以外は使用しないでください。

ティッシュペーパー、ポケットティッシュは水に溶けにくいので、便器から流さないでください。

「トイレに流せる」と表示された製品(トイレクリーナー、お尻ふきなど)の中には、水に溶けにくい製品も含まれており、ポンプ等に詰まる事例が発生しているため、トイレには流さず、燃やして処理するゴミとして処分してください。

トイレクリーナー、紙くず、ビニール、脱脂綿、タバコの吸殻、紙オムツ、避妊具、生理用品、ペットの糞などの固体物は別の容器に入れて処理してください。

また、タオル、下着、手袋、歯ブラシ、くし、容器などの固体物を絶対に流さないようお願いします。

これらの固体物(異物)を流すとトイレや下水道管が詰まるだけではなく、下水道施設にも影響が出ます。(実際にポンプ等に詰まり、故障した事例があります。)



## 台所

台所の流しなどから調理くずや食用廃油(天ぷら油、サラダ油等)を流さないでください。

調理くずや食べ残しなどは、三角コーナー、ストレーナー(排水口のゴミ受けカゴ)を使用して処理してください。

油分は冷えると固まり、下水道管が詰まる原因になるほか、処理施設の処理能力を妨げる原因となります。

油汚れがひどい場合は、キッチンペーパーなどで拭き取ってから洗ってください。

廃油は布や新聞紙などにしみこませて燃えるゴミとして出すなど、適正に処理してください。

ディスポーザ(食品くず処理機)で処理された水は下水道に流すことはできませんので、設置しないでください。

脂肪分の多い排水を出す店舗や特定の業種の事業所などは阻集器を設置してください。適切な維持管理を行わないと機能が著しく低下しますので、こまめに清掃してください。

## 風呂

お風呂の排水口から髪の毛のかたまりやヘアピン、キャップなどの固形物を流さないでください。

シャンプー、リンス等、また、清掃用の洗剤(カビ取り剤など)は適量を守って使用してください。

## その他

下水道に流せるのは、し尿と生活雑排水のみです。雨水は流せません。

ゴミや土砂などの固形物は絶対に下水道に流さないでください。(詰まります。)

下水道にガソリン、灯油、シンナーなどの揮発性の高いものは絶対に流さないでください。これらの危険物は爆発や火災を招く恐れがあり、大変危険です。

宅内排水設備(トイレや台所などの設備・器具、排水管や栓)は使用者の皆さんの管理となります。

もし、排水設備のトラブル(故障、詰まり等)が生じた場合は、使用者から排水設備業者に修理を依頼してください。(市では対応できません。)



使用者の皆様のご協力により適正な排水処理ができますので、これらの注意事項を守っていただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。